

## 6. バリアフリー化事業の推進方策

本地区のバリアフリー化を推進するためには、公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係事業者が、この基本構想に沿って事業計画を作成し、目標年次である平成22年度までにバリアフリー化事業を実施する必要があります。

また、特定事業以外の事業（たとえば歩車共存型の道路整備や小規模な維持修繕工事など）については、出来る限り特定事業と合わせて実施するよう努めます。

今後は、交通バリアフリーに関するさまざまな事業や、心のバリアフリーなどソフト施策の推進を継続的に図るため、（仮称）宇治市交通バリアフリー推進協議会の設置について検討を進めます。

